

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 656-0022

(ふりがな) すもとしかいがんどおり1-11-1

住 所 兵庫県洲本市海岸通1-11-1

(ふりがな) かぶしきがいしゃあわじしまてれびじょん

氏名 株式会社淡路島テレビジョン

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

この度は弊社意見を提出させて頂く機会を賜り誠にありがとうございます。

弊社は、現在議論がなされている分岐端末回線単位での光接続料設定について、当該制度の導入が市場の活性化・国民利益の増大に繋がらないと考え、反対致します。

弊社がサービスを行っている淡路島は、都市部と比較してブロードバンドの展開・普及が遅れがちな地域になりますが、だからこそ情報インフラを充実させ、住民の皆さんにそのメリットを享受頂き、地域を活性化していくことが重要と考え、CATVのインフラ敷設及びその高度化に取り組んでいるところです。

3年前にも本件について同様の意見を申し上げましたが、もし分岐端末回線単位の接続料が設定され、全国規模の通信事業者が設備投資リスクを負うことなく安価な料金で市場に参入して来た場合、弊社のように市民の税金を投入し設備を構築し、投資リスクを負いながら事業を展開している事業者にとっては壊滅的な打撃を受けてしまうことは必至となります。

このような事態になれば、自発的に設備を高度化する者はいなくなり、結果、お客様へのサービスも高度化することなく立ち止まってしまうこととなります。このような状況を招くことが本当に市場の活性化、ひいては日本の情報通信の発展に寄与するものなのでしょうか。

高速ブロードバンドの100%の普及を目指す「光の道構想」の実現に向けては、真に国民が豊かになるための実現方法を考えるべきであり、日本の情報通信の停滞を招きかねない施策を導入することは避けるべきと考えます。